

○浦安市計画相談支援等推進事業補助金交付要綱

平成26年 6 月 4 日

告示第84号

(趣旨)

第1条 市長は、計画相談支援及び障害児相談支援(以下「計画相談支援等」という。)の円滑な実施を促進することにより、障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるようにするため、計画相談支援等を実施する事業者に対し、相談支援専門員の雇用に要する経費の一部について、浦安市補助金等交付規則(昭和53年規則第10号。以下「規則」という。)及びこの要綱に基づき、予算の範囲内において、補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 計画相談支援 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第5条第16項に規定する計画相談支援をいう。
- (2) 障害児相談支援 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2第6項に規定する障害児相談支援をいう。
- (3) 相談支援専門員 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第28号)第3条本文に規定する相談支援専門員をいう。
- (4) 常勤換算方法 当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、法第51条の20第1項の規定による指定特定相談支援事業所の指定又は児童福祉法第24条の28第1項の規定による指定障害児相談支援事業所の指定を受けている者とする。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象経費は、計画相談支援等の実施に伴う相談支援専門員に係る人件費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、常勤換算方法により算出した相談支援専門員の員数(その数に小数点以下の端数が生じたときは、これを切り捨てる。)1につき月額100,000円又は補助の対象経費の実支出額から、寄附金その他補助の対象経費に係る収入額を控除した額のうち、いずれか少ない額とする。

(交付の申請)

第6条 規則第3条第1項の規定による申請は、市長が定める期日までに、浦安市計画相談支援等推進事業補助金交付申請書(別記第1号様式)に次の書類を添えて、行うものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定の通知)

第7条 規則第6条の規定による通知は、浦安市計画相談支援等推進事業補助金交付決定通知書(別記第2号様式)により行うものとする。

(申請事項の変更等の届出)

第8条 規則第8条第1項の規定による届出は、浦安市計画相談支援等推進事業補助金申請事項変更等届(別記第3号様式)により行うものとする。

(実績報告)

第9条 規則第12条の規定による報告は、浦安市計画相談支援等推進事業補助金実績報告書(別記第4号様式)に次の書類を添えて、行うものとする。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定の通知)

第10条 規則第14条の規定による通知は、浦安市計画相談支援等推進事業補助金額確定通知書(別記第5号様式)により行うものとする。

(請求)

第 1 1 条 規則第15条の規定による請求は、浦安市計画相談支援等推進事業補助金交付請求書(別記第 6 号様式)により行うものとする。

(補助金の概算払いの請求及び精算)

第 1 2 条 規則第16条第 2 項の規定による請求は、浦安市計画相談支援等推進事業補助金概算払交付請求書(別記第 7 号様式)により行うものとする。

2 規則第16条第 1 項の規定により概算払いの方法で補助金の交付を受けた者は、規則第14条の規定による通知を受けたときは、速やかに浦安市計画相談支援等推進事業補助金概算払精算書(別記第 8 号様式)を市長に提出しなければならない。

(補則)

第 1 3 条 この要綱に定めるもののほか、浦安市計画相談支援等推進事業補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、平成26年 4 月 1 日から適用する。